

特定非営利活動法人 SHIP 役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 SHIP 定款第 19 条（報酬等）に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条（報酬）

役員には、総会の承認を得て報酬を支給することができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、総会において決定した額とする。
- (2) 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- (3) 役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

第3条（報酬の支給日）

役員報酬の支給日は前期と後期の年2回とし、締め日から1ヶ月以内に支払うものとする。

第4条（報酬の支払い）

役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則 この規定は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。